

[一般会計等 財務書類 注記]

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

○無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格

・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産） : 定額法

・無形固定資産 : 定額法

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率を用いて計上

・賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当等のうち、全支給対象機関に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

・退職手当引当金

岐阜県退職手当組合資料を基に計上

⑤リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理
- ・オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑥資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（瑞穂市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・物品及びソフトウェアの計上基準
50万円（美術品は300万円）以上のもの
- ・資本的支出と修繕費の区分基準
50万円未満のものは修繕費として処理

II.追加情報

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計範囲）

- ・一般会計
- ・学校給食事業特別会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

③出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づく期間

④地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

- ・実質赤字比率 :
- ・連結実質赤字比率 :
- ・実質公債費比率 :
- ・将来負担比率 :

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額

円

□貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲について

- ・ 範囲：売却予定となっている公共資産

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

千円

③将来負担に関する情報(地方公共団体健全化法における将来負担比率の算定要素)

- ・ 一般会計等に係る地方債の残高 11,710,391 千円
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額 千円
- ・ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための
一般会計等からの繰入見込額 千円
- ・ 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 千円
- ・ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 千円
- ・ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 千円
- ・ 連結実質赤字額 千円
- ・ 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 千円
- ・ 地方債の償還額等に充当可能な基金 千円
- ・ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 千円
- ・ 地方債の償還額等に要する経費として
基準財政需要額に参入されることが見込まれる額 千円

□純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分および及び余剰分(不足分)の内容

- ・ 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた金額
- ・ 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額

□資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支	82,619,368 円
内訳	
業務活動収支	1,245,963,111 円うち支払利息支出 56,225,348 円
投資活動収支	△955,537,116 円うち基金積立金支出 803,188,025 円
	基金取崩収入 1,067,220,000 円

②既存の決算情報との関連性

単位：円

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	18,623,714,715	17,723,962,967
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	308,073,342	307,059,044
資金収支計算書	18,931,788,057	18,031,022,011

地方自治体法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(学校給食事業特別会計)の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書 単位：円

業務活動収支	1,245,963,111
減価償却費	△1,275,800,535
国県等補助金収入（投資活動）	133,744,000
賞与等引当金増減額	21,355,649
徴収不能引当金増減額	3,906,629
資産除売却損	△25,782,840
資産売却益	3,102,504
損失補償引当金増減額	71,639,000
未収債権、未払債務等の増加（減少）など	△24,936,157
純資産変動計算書の本年度差額	153,191,361

④一時借入金

・一時借入金の限度額 円

⑤歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金(地方自治法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金)の額

12,232,382 円